

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年9月20日)

[件 名]

- とっとり思いやり消費(エシカル消費)普及推進制度の創設について  
(消費生活センター)・・・2
- 県営住宅上粟島団地建替整備方針について  
(住まいまちづくり課)・・・3
- とっとりUD施設普及推進プログラムについて  
(住まいまちづくり課)・・・4

生活環境部

# とっとり思いやり消費(エシカル消費)普及推進制度の創設について

令和4年9月20日  
消費生活センター

県民に思いやり消費(エシカル消費)の普及を推進するため、思いやり消費の機会を県民に提供する事業者に対する支援制度を創設し、募集を開始したので、その概要を報告する。

## 1 制度の概要

### (1) 「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者の募集及び登録

ア 思いやり消費の普及に取り組む事業者は、その意志又は理念を宣言し、思いやり消費の推進に繋がる取組内容とともに自らのホームページ等で公表する。

イ 県は、宣言をした事業者をとっとり思いやり消費推進宣言事業者(以下「宣言事業者」という。)として登録し、県のホームページに宣言及び取組内容等の情報を掲載し、県民に広く周知する。

【対象事業者】県内に店舗、事業所を有し、思いやり消費に係る商品、サービス等を販売、提供する企業・団体等

【宣言内容】思いやり消費の普及に取り組む意志、理念を自由に記載する。既に企業理念等において公表している場合は、これを宣言に代えることができる。

### (2) 「思いやり消費普及推進事業補助金」による宣言事業者の取組支援

県民に思いやり消費の機会を提供する宣言事業者の取組に対して、必要な経費の一部を助成する。

【対象事業者】県が登録した宣言事業者

【対象事業】思いやり消費商品の販売コーナー設置、購入ポイントの付与、宣伝・広告等

【補助率等】補助率 1/2、補助上限額 500 千円 <予算 2,500 千円>

## 2 宣言事業者の募集

令和4年9月15日より、宣言事業者の募集及び補助金の受付を開始した。

## 3 「とっとり思いやり消費」シンボルマーク

新たに「とっとり思いやり消費」のシンボルマークを作成したので、県の思いやり消費の普及啓発に活用するとともに、宣言事業者の店内、広報物等でも活用してもらい、思いやり消費を広くPRしていく。

【デザインコンセプト】

「エシカルを考える」をイメージした考えるカエルをモチーフに親しみやすいキャラクターを設定。



## 4 現在の取組状況

- ・「とっとり思いやり消費」ホームページで制度を周知するとともに、商工団体等を通じて、県内事業者には「思いやり消費」の普及、宣言事業者登録への協力を依頼している。
- ・既に3事業者(スーパーマーケット等)から「とっとり思いやり消費推進宣言」又は補助金の活用について相談をいただいている。

### <参考：思いやり消費(エシカル消費)>

- ・倫理的(エシカル)な観点から、環境、地域、人や社会に配慮した商品又はサービスを優先的に購入又は利用することを意識した消費行動。
- ・SDGsの17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」を始め、「1 貧困をなくそう」、「10人や国の不平等をなくそう」、「14 海の豊かさを守ろう」など多くのゴールの達成に繋がる、個人で取り組みやすい活動。
- ・これまで「エシカル消費」という言葉がわかりづらいという意見を多くいただいていたので、県では今年度から、「思いやり消費」という表現を使用することとした。

<思いやり消費の商品例>

環境に配慮したもの	エコマーク付き商品、リサイクル商品、有機農産物 など
地域に配慮したもの	地産地消の商品、地域文化や伝統技術の継承に役立つ商品 など
人や社会に配慮したもの	福祉作業所等で作られた商品、国際フェアトレード商品、寄付付き商品 など

# 県営住宅上粟島団地建替整備方針について

令和4年9月20日  
住まいまちづくり課

老朽化が進む県営住宅上粟島団地及び近隣に位置する富益団地の集約・建替えについて、令和3年度から基本計画策定、PFI導入可能性調査を実施しており、整備方針が概ねまとまったので、その概要を報告する。

## 1 団地の概要

### (1) 上粟島団地

上粟島団地の昭和40年代に建設した住棟4棟は、建設後約60年が経過、昭和60年に行った2戸1改善からも30年以上が経過しており、建物が老朽化している。

- ・所在地：米子市彦名町（市街化調整区域）
- ・構造：鉄筋コンクリート造3～4階建
- ・戸数：9棟129戸（うちS45～46年建設の4棟48戸を建替え予定、残る5棟81戸はH12以降建設）

### (2) 富益団地

富益団地は、昭和56年から59年に建設し、建設後約40年が経過しており、建物が老朽化している。

- ・所在地：米子市大崎（市街化調整区域）
- ・構造：鉄筋コンクリート造2階建
- ・戸数：22棟88戸

## 2 建替整備方針

脱炭素社会の実現に向け、積極的に省・創エネ化、木造化を推進し、本県独自の未来型の集合住宅として整備する。

### (1) 県営住宅の配置・住戸規模の最適化

- ・上粟島団地（48戸）と富益団地（88戸）を集約して上粟島団地に60戸を整備し、人口減少、高齢社会に対応するよう適切なストック管理と団地配置の最適化を図る。  
※入居戸数（R4.4時点）：上粟島団地（31戸）、富益団地（66戸（うち、移転希望17戸））
- ・住戸は、世帯規模に応じて1DK～4DK、車いす対応まで多様な間取りを設定して、居住ニーズに対応するとともに建設コストの縮減を図る。

### (2) ゼロエネルギー化に向けた省エネ・創エネの推進

- ・県営住宅初となるとっとり健康省エネ住宅性能基準（NE-ST・TG-1）の採用と太陽光発電設備による再生可能エネルギーの活用により、入居者の健康増進と省エネ・創エネ化を図る。

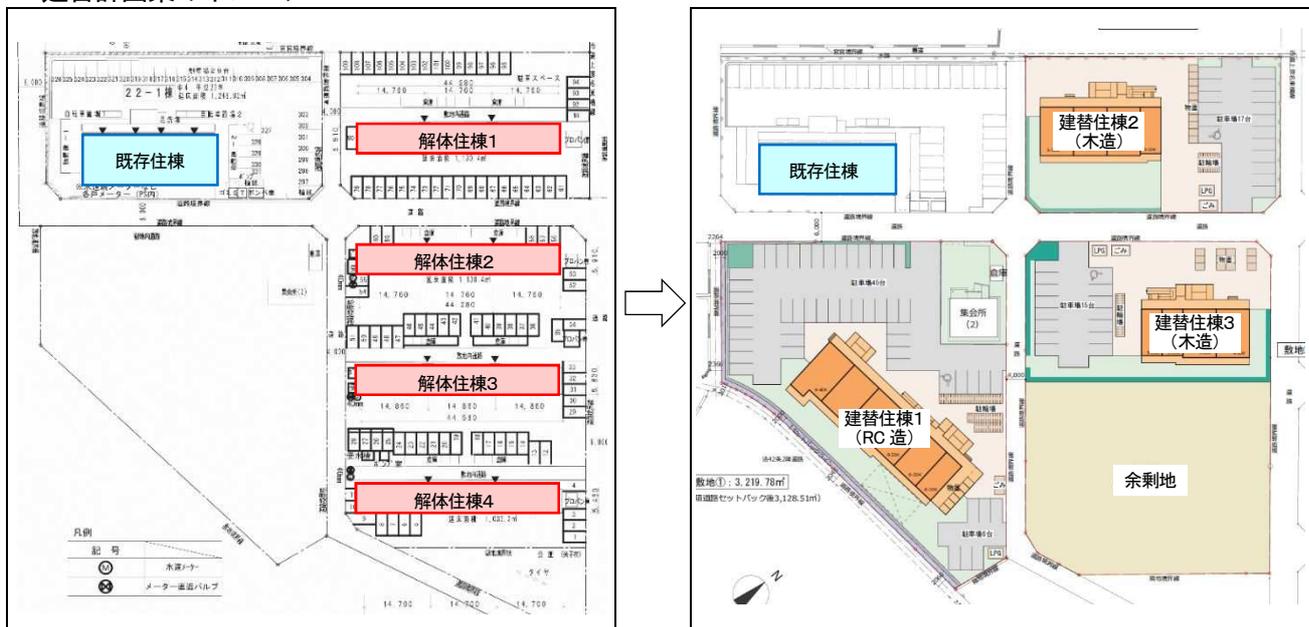
### (3) 県産木材の積極的な活用・木造化の推進による地場産業の活性化

- ・CO2吸収源対策につながる木造化を推進（2棟は木造で整備予定）し、県産木材を積極的に活用する。
- ・木造住棟では県内初となる構造体に県産CLTの活用を検討し、県産CLTの普及を図る。  
※鳥取CLTが厚さ90mmのCLTの生産を開始し、県産CLTを構造体に使用する建築が可能となった。

## 3 今後のスケジュール

- ・令和4年9月 基本計画策定・PFI導入可能性調査完了
- ・令和4年10月 県有施設・資産有効活用戦略会議にて結果報告、事業手法の決定

## 4 建替計画案のイメージ



# とっとりUD施設普及推進プログラムについて

令和4年9月20日  
住まいまちづくり課

2月議会で改正した福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）の施行（10月1日）に合わせて、建築物のUD（ユニバーサルデザイン）整備の普及を推進するため、「とっとりUD施設普及推進プログラム」を創設し運用を開始するので、その概要を報告する。

## 1 条例改正の概要

- ・バリアフリー整備を義務付ける施設規模の引下げ（理美容院200㎡→100㎡）、整備基準の強化（自動ドアの義務化）、弱視者配慮基準の追加、既存建築物に適用する整備基準の緩和。
- ・建築物のUD整備の普及を推進するため、「とっとりUDアドバイザー派遣制度」及び「とっとりUD施設認証制度」を創設。

## 2 とっとりUD施設普及推進プログラムの概要

建築物のUD整備を計画、設計、整備、普及の4つのステップにより支援し、全ての人にとって使いやすいUD建築物の普及を推進する。

### (1) 計画：とっとりUDアドバイザー派遣制度（令和4年10月開始）

- ・計画の段階から施設の整備及び運営・サービスについて、利用者目線で助言を行うUDアドバイザーを派遣し、施設のUD整備の計画を支援する。
- ・アドバイザーには、2種類の区分を設定し、養成講習会を修了した者を県が登録し、施設の要望に応じて登録したアドバイザーを派遣する。（民間施設の派遣費用は県負担）

#### 【アドバイザーの区分】

利用者アドバイザー	高齢者、障がい者（聴覚、視覚、肢体不自由、内部）、子育て経験者等
専門家アドバイザー	建築士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、保育士、子育て支援員等の資格を有する者等

### (2) 設計：とっとりUD施設認証制度（令和4年10月開始）

- ・条例の整備基準に適合し、さらにUD整備（ハード）、運営・サービス（ソフト）の両面の取組内容に応じて、★・★★・★★★の3段階で格付して認証し、公表することで利用者の利便性向上を図る。

#### 【主なUD整備の内容】 UD認証施設の取組項目は次頁参照

整備（ハード）	・各階に車いす使用者用トイレを整備 ・キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置
運営・サービス（ソフト）	・あいサポート企業に登録し、従業員に定期的にUDに関する教育の実施を誓約 ・とっとりUDアドバイザーの助言を整備又は運営に反映

### (3) 整備：福祉のまちづくり推進事業補助金（令和4年10月制度拡充）

- ・UD認証に必要な整備費用について、市町村と協調助成を行う福祉のまちづくり推進事業補助金により、通常補助額に上乘助成することで、施設のUD整備を支援する。

【令和4年度当初予算】 予算額：17,831千円（通常のバリアフリー助成の予算額を含む）

[補助率] 2/3（国1/3、県1/6、市町村1/6）、所有者1/3

[補助対象経費]

新築	条例の整備基準に適合する多目的トイレ・オストメイト用設備・駐車場屋根の整備、アドバイザーの意見を反映した整備に係る費用
改修	新築の項目に加えて、条例基準以上となる自動ドア・敷地のバリアフリー化・車いす使用者用客室の整備に係る費用

例) UD認証施設における車いす使用者用トイレ整備の場合（補助率2/3）

1,300千円（通常の補助額） + 1,300千円（UD認証施設に上乘せする補助額）

### (4) 普及：バリアフリーマップアプリによる情報提供（令和5年3月運用開始）

- ・スマホ・パソコン上の地図にUD認証施設、バリアフリー施設の情報を表示し、利用者が検索できる機能を備えたアプリを開発し、UD認証施設等の周知及び利用者の利便性向上を図る。

#### 【アプリの機能】

- ・施設情報は、建物用途やバリアフリー整備の内容（車いすトイレ有等）で検索可能。
- ・子育て応援パスポートと一体的に開発し、子育て世帯、高齢者、障がい者向けの施設割引情報の掲載、多言語に対応することで利用者の利便性向上を図り、外国人、ユニバーサルツーリズムにも対応。

【参考】

〇とっとりUD施設認証の評価項目及び認証基準

評価項目	認証基準（条例を上回る整備を行う場合を評価）	評価点	
施設整備 (ハード)	①エレベーターの設置	・車いす使用者の利用に配慮（ボタンの位置、鏡の設置など）	必須
	②敷地内の通路	・前面道路から建築物の主な出入口までの経路に夜間照明を設置し、かつ条例基準より緩やかなスロープ（勾配1/15以下）を設置	1点
	③駐車場の整備	(1)車椅子使用者用駐車施設とは別の区画にハートフル駐車場を設置（1点） (2)車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を設置（1点）	2点
	④屋外の出入口の整備	・移動等円滑化経路を構成する出入口（風除室の出入口を含む）は全て自動ドア戸を設置	1点
	⑤屋内の通路	・不特定かつ多数の者が利用する廊下には、両側に手すりを設置	1点
	⑥客室の整備（ホテル・旅館）	・条例により設置が必要な室数に1を加えた室数以上を設置	2点
	⑦車いす使用者用便所の整備	・利用居室がある各階に車いす使用者用便所を設置	2点
	⑧高齢者・乳幼児用設備の整備	(1)キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置（2点） (2)車椅子使用者用便所に大型ベッドを設置（1点）	2点
運営・サービスソフト	⑨利用居室の整備（飲食店・物販店）	(1)物販店の場合：内部の通路（商品棚間も含む）の幅員を120cm以上確保（1点） (2)飲食店の場合：内部の通路幅員は90cm以上を確保、座席の過半以上を可動式かつテーブル等の下部に車いす使用者に配慮した空間（1点）	1点
	⑩運営面の配慮	・貸出用車いす又は筆談ボード（タブレット端末）を設置	1点
	⑪あいサポート企業・従業員教育	・あいサポート企業に登録し定期的に従業員にユニバーサルデザインに関する教育の実施を誓約	1点
	⑫UDアドバイザーの助言	・アドバイザーの助言を受けたときは、施設の整備又は運営に取り入れること	1点
格付方法 ／評価点合計	★★★★：80%以上(12点/15点)、★★★65%以上(10点/15点)、★★50%以上（8点/15点） （★★以上の評価とする場合は、アドバイザーの助言を受けていることを要件）	15点	

※評価項目は、施設の規模や用途によって該当しない項目を除く（客室の整備はホテル・旅館等のみ評価）

〇UD施設の整備例

キッズルームの整備



わかりやすい車椅子使用者用駐車場



筆談ボードの常備



利用居室がある各階に車いす使用者便所の整備

